部長及び参事官
殿
所　属　長

刑企発第111号
（生企、少年、生環、捜一、捜二、
組対、鑑識、交指、備一、備二）
平成28年３月14日
30年保存（口訓）
本　部　長

【沿革】平成29年８月２日刑企発第374号
令和５年７月10日刑企発第273号

高知県警察捜査本部運営規程の運用について（通達甲）

高知県警察捜査本部運営規程（平成２年９月本部訓令第９号。以下「規程」という。）の運用に関し「高知県警察捜査本部運営規程の運用について（例規）」（平成２年９月10日高捜一発第593号ほか）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、規程の運用に関し次のとおり定め、平成28年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

１　対象事件について（第３条関係）

(1)　「重要事件」とは、次に掲げるものをいう。

ア　殺人、強盗、不同意性交等、放火等の凶悪事件及び略取誘拐事件（人身売買を含む。）のうち重要なもの

イ　大規模な業務上過失致死傷事件のうち重要なもの

ウ　大型の知能犯事件、大規模な暴力団事件及び警備事件のうち重要なもの

エ　捜査指揮に関する規程（平成26年１月本部訓令第１号）第２条第１項に規定する本部長指揮事件で、特別捜査本部を設置する必要があると認めた事件

なお、ここにいう「重要なもの」とは、犯行の手段・方法、被害の程度、捜査の難易等から判断して客観的に重要と認められる事件をいう。

(2)　「これに発展するおそれのある事件」とは、初期的捜査の結果、未だ社会的反響の大きい重要事件と断定するには至らないが、これに発展する蓋然性が高いと認められる事件をいう。したがって、例えば所在不明事件のうち、当該所在不明者が何らかの犯罪に巻き込まれている高度の蓋然性があり、かつ、その生命に危険が予想される事件等も「これに発展するおそれのある事件」に該当することとなる。

(3)　「社会的反響」の大きさについては、あらかじめ統一的・定型的に定めることは困難であり、「社会的反響の大きい重要事件」か否かは、個々の事件ごとに、その重大性、凶悪性、規模及び態様、継続して犯行が繰り返される可能性並びに発生時の社会的背景等諸般の事情から総合的に判断して決定することとなる。

2　特別捜査本部の設置について（第４条関係）

(1)　特別捜査本部を設置する必要があると本部長が認めたときは、速やかに設置しなければならないのであって、捜査本部体制を早期に確立する必要性が認められるにもかかわらず、検挙・解決の見通し、形式的体面等を考慮して慎重を期するなどの理由により、開設時期が遅れることのないようにしなければならない。

(2)　「特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認めたとき」とは、重要事件等の規模、態様、地理的条件、社会的背景、捜査の範囲等から判断して、当該事件の捜査を主管する県本部の部長（以下「主管部長」という。）の主導下において、特別な捜査体制を確立し、捜査を強力に推進する必要があると認めた場合をいう。

3　特別捜査本部の編成について（第５条関係）

(1)　鑑識資料分析官については、特別捜査本部事件が知能犯事件である場合その他特別捜査本部の編成に加える必要がないと認めるときは、編成に加えなくてもよいものとする。

(2)　捜査本部長は、重要事件等の性質、態様等から特に必要があると認められる場合は、本部長の承認を得て、特別捜査本部に次の要員を置くことができる。

ア　捜査本部長付

県本部の関係部課長又は関係署長をもって充て、特別捜査本部事件の捜査について必要な助言を行うものとする。

イ　特命主任官

警視以上の階級にある警察官の中から指名し、捜査本部長の命を受け、特別捜査本部事件の捜査に係る事務の一部（以下「特命事項」という。）を分掌し、特命事項の捜査の指揮に当たるものとする。

ウ　事件主任官付

警視以上の階級にある警察官の中から指名し、事件主任官を助け、事件主任官の行う事務を補佐するものとする。

エ　捜査班運営主任官付

特別捜査本部事件の発生地を管轄する署における当該事件の捜査を主管

する課の警部以上の階級にある警察官のうちから指名し、捜査班運営主任官を補佐するものとする。

4　捜査本部員の任務等について（第６条－第23条関係）

(1)　捜査本部長（第６条関係）

ア　捜査本部長には、原則として主管部長を充てるが、これは、より高度の専門性と広域的対応が要求される重要事件等捜査の特質に鑑みて、これに最も適した主管部長を捜査本部長に充てることとするものである。したがって、特段の事情がない限り、主管部長以外の者を捜査本部長に充てないものとする。

イ　捜査本部長は、特別捜査本部の運営全体の管理者であり、特別捜査本部を開設した事件の捜査に係る事務を統括するとともに、当該事件の捜査等に関する全ての捜査本部員を指揮監督し、本部長に対しその責に任ずる立場にある。したがって、捜査本部長は、高度の次元に立った客観的かつ総合的な価値判断及び事件評価の下に捜査方針を樹立し、捜査の進行を指揮監督するとともに、捜査本部員が常に士気を旺盛にして最大限の能力を発揮できるよう十分配意しなければならない。

(2)　捜査副本部長（第７条関係）

捜査副本部長には、所轄署長、主管課長及び鑑識課長を充てるが、これは、所轄署長には重要事件等に対する管轄責任が、主管課長には当該事件の捜査に対する所管責任が、鑑識課長には鑑識活動の一層の専門化、高度化に照らし、当該事件の初期的段階から事件終結までの各段階における鑑識活動に関する所管責任があることから、捜査副本部長とするものである。ただし、鑑識課長にあっては、重要事件等が知能犯事件である場合その他特別捜査本部の編成に加える必要がないと認めるときは、編成に加えなくてもよいものとする。

また、本部長は、重要事件等の性質、態様等から特に必要があると認めるときは、所轄署長、主管課長及び鑑識課長のほか、特命主任官に充てられた関係課長その他県本部の関係所属長のうちから必要がある者を捜査副本部長に充てることができる。

捜査副本部長は、相互に緊密な連携を図りながら捜査本部長を補佐し、捜査本部長と一体となって特別捜査本部の全般的な運営に当たらなければならない。

(3)　事件主任官（第８条関係）

事件主任官には、原則として主管課長を充てるが、これは、特別捜査本部に常駐し、捜査活動の中核として重要事件等の捜査を実質的に主宰する者が

必要であること及び重要事件等の捜査指揮をより充実させるとともに指揮権の所在の明確化を図る必要があることによるものである。

なお、捜査本部長は、重要事件等が同時並行的に発生するなどにより主管課長がその任に堪えないときは、警視以上の階級にある適任者を事件主任官に充てるものとする。

(4)　広報担当官（第９条関係）

広報担当官には、警視以上の階級にある警察官を充てるが、重要事件等においては、捜査経過を発表するのみならず、当該事件の捜査に対する積極的な市民協力の確保を図る必要があるなど、重要事件等における広報業務の重要性に鑑み、専任者を置くものとする。ただし、事件の性質等によりこれにより難い場合においては、地域の実情に精通し、かつ、地域住民との接点が多く、最も効果的に広報業務を行うことが期待できる所轄署長を充てることが妥当である。

(5)　捜査班運営主任官（第10条関係）

捜査班運営主任官は、原則として、特別捜査本部事件の捜査を主管する県本部の課の警部以上の階級にある警察官の中から充てるが、これは、特別捜査本部に常駐させて捜査班の運営、捜査情報の管理、証拠資料の分析及び検討等を行わせることが現実的かつ合理的であると認められるためである。

なお、重要事件等の性質、態様、捜査の進展状況等から判断し、捜査体制上適切と認められるときは、署の当該事件の捜査を主管する課の警部以上の階級にある警察官の中から充てることを妨げるものではない。

(6)　捜査班長及び捜査班員（第11条関係）

捜査本部長は、警部以下の階級にある警察官等のうちから捜査班長及び捜査班員を命ずるとともに、捜査事項ごとにこれらの者からなる捜査班を編成するものとしたが、これは、捜査活動の最前線で中核となる部分については「捜査班」として位置づけ、上命下従を排し、集団として活動を行わせることにより組織の活性化を図ろうとするものである。したがって、捜査班長は、捜査事項の下命を「捜査班」として受け止め、具体的捜査方法について班員相互で討議し、捜査活動について相互にその内容を承知するなど全班員が協力しながら創意工夫し、積極的かつ活力ある捜査活動が展開されるように努めなければならない。

(7)　鑑識資料分析官（第12条関係）

鑑識資料分析官は、県本部の鑑識課の警部以上の階級にある警察官のうちから充てるが、これは、鑑識活動の一層の専門化、高度化の傾向及びこれに伴う捜査活動と鑑識活動との連携の必要性から、現場鑑識活動の指揮、鑑識

関係書類の点検、鑑識、鑑定結果の分析等のみならず、捜査活動と収集された鑑識資料との整合性の確認等を行い、捜査班運営主任官による証拠資料の分析、検討に対する援助、協力を行うものである。

5　捜査本部員の確保について（第13条関係）

捜査本部員の確保方策の一例として指定捜査員制度及び登録捜査員制度を示したものであるが、これは、特別捜査本部又は捜査本部の開設に際しては、極めて大量の捜査員を迅速に招集することを必要とすること、特別捜査本部事件又は捜査本部事件の態様によっては、特殊な技術・技能を備えた捜査員の速やかな運用を必要とする場合が多いこと等から、このような場合に備えて、あらかじめ所要の制度を設けておく必要があることによるものであり、本来の指定捜査員制度及び登録捜査員制度に限定されることなく、社会情勢の変化に応じた所要の制度を設けることを予定したものである。

6　捜査会議について（第16条関係）

捜査会議は、各種捜査情報の集約及びこれに基づく捜査方針の指示伝達のほか、捜査員に捜査の全体像を理解させる場として、また、捜査員の士気の高揚を図る場として重要な意味を持っている。したがって、捜査の進捗状況や会議の目的に応じて、積極的かつ効率的に開催するとともに、出席者全員が自由かつ積極的に発言できるよう配意しなければならない。

なお、捜査活動終了後の夜間における「全体会議」の開催は、捜査員の疲労、士気の低下、捜査会議の形骸化等を防止するため必要最小限度にするとともに、これを行うに当たっては、開催時間の短縮化に留意するものとする。

7　弾力的な勤務運用等について（第17条関係）

捜査本部長は、効率的な捜査の推進を図るため、重要事件等の捜査事項、捜査対象、捜査の進捗状況等に応じて捜査員の勤務時間を設定するなど弾力的な勤務の運用に努めなければならない。

捜査本部長は、特別捜査本部事件における捜査の円滑な遂行と捜査本部員の士気の高揚を図るため、捜査本部員に対する各種手当の充実、宿泊施設の確保、休暇の適切な付与等捜査本部員の適切な処遇を確保するように努めなければならない。

8　関係府県警察との連携について（第18条関係）

捜査本部長は、常に広域的視野に立って重要事件等の捜査運営に配意するとともに、当該事件の捜査が広域にわたるなど他の府県警察と関連する場合には、広域的な共助捜査を積極的に推進して、重要事件等の捜査の効率的運営を図らなければならない。

また、必要がある場合には、速やかに警察庁、関係管区警察局及び関係府県

警察と協議し、共同捜査又は合同捜査を実施しなければならない。

9　広報について（第19条関係）

捜査本部長は、重要事件等における県民の協力の重要性が極めて高くなっていることに鑑み、重要事件等に対する県民の理解と協力が得られるよう、捜査の密行性等との調和、関係者の名誉の保全等を図りながら、捜査の進展に応じて、報道機関に対してはもとより各種行政機関、地域住民等に対しても適時適切な広報を積極的に行わなければならない。

10　情報の管理について（第20条関係）

捜査本部長は、コンピュータ等の積極的な活用等必要な措置を講じ、大量の捜査情報処理の合理化、効率化を図らなければならない。

なお、コンピュータ等の活用に際しては、当該捜査情報が他の事件の捜査にも十分活用されるよう配意するとともに、コンピュータ等に入力されたデータファイルの保護を的確に行うなど捜査情報の適切な管理に努めなければならない。

11　秘密の保持について（第21条関係）

捜査本部長は、重要事件等の捜査における秘密の保持の重要性に鑑み、当該事件の捜査運営に当たっては、捜査活動上の留意事項、捜査資料の取扱い、報道関係者への対応の在り方等具体的な指示を徹底するなどして、当該事件捜査に関する秘密の保持が図られるよう配意しなければならない。

12　捜査の進展に応じた編成について（第24条関係）

(1)　捜査本部長は、捜査の進展に応じ、特別捜査本部の編成について検討を加え、合理的かつ効率的な編成に努めなければならない。この場合において、一般的には、捜査が進展した節目ごとに検討を加え、捜査方針、捜査項目等に対応した編成に替えることとなるが、重要事件等の捜査に果たす主管課の特別捜査班の役割の重要性に鑑み、これらを核とした捜査体制を維持するなど、捜査力の実質的な低下を来さないよう配意しなければならない。

(2)　捜査本部長は、特別捜査本部を開設して捜査を推進した結果、当該事件の捜査が県本部の主管課以外の捜査担当課と関連を有するに至ったような場合には、当該担当課の捜査員を特別捜査本部に編入するなど、捜査の進展に応じた編成に努めなければならない。

13　特別捜査本部の解散について（第26条関係）

(1)　捜査本部とは、特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認められるときに開設される臨時的捜査組織であることから、その必要がなくなったと認められるときには、速やかに特別捜査本部を解散するものとする。

なお、捜査本部体制と長期継続捜査体制とは、趣旨を異にすることに留意

しなければならない。

(2)　「捜査を所轄署のみで遂行できると認めるに至ったとき」については、重要事件等の規模、態様、社会的反響等が個々の事件によって異なるため、その判断基準を類型化するなどして具体的に示すことは困難であるが、一般的には、特別捜査本部を開設し、所要の捜査を相当の期間にわたって強力に推進した結果、当該事件の被疑者の検挙につながる特定の捜査事項がなくなったときのほか、特定の捜査事項があっても当該捜査を所轄署のみで遂行できると認めるに至ったときをいう。

(3)　「その他特別捜査本部を開設して捜査を継続する必要がなくなったとき」とは、

○　当該被害申告が虚偽申告、狂言等によるものであって、被害事実が存在しないことが明らかになったとき。

○　罪証明白な被疑者が死亡して、公訴権が消滅したとき。

○　犯罪を構成しないことが明らかになったとき。

等がこれに該当する。

(4)　捜査本部長は、未解決のまま特別捜査本部を解散した事件の捜査については所轄署長に対し確実に引き継がなければならないが、その際には、事後の継続捜査に備えて、捜査会議を開催するなどして捜査状況や今後の捜査方針等を検討した上で、証拠物、事件記録等を点検確認して確実に引き継がなければならない。

14　捜査本部の設置について（第29条関係）

捜査本部を設置する場合の所属長の申請については、事件名、事犯の概要、設置の必要性、設置予定場所等につき、主管課長を経由して行うものとする。

また、「必要と認めたとき」とは、事件の規模、態様、地理的条件、社会的背景、捜査の範囲等から判断して、特別な捜査体制を確立し、捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認めた場合をいう。

15　運営について（第31条関係）

県本部の参事官、課長又は署長を捜査本部長とする捜査本部を設置する場合についても、特定事件に対する統一的かつ強力な捜査を推進するための臨時的組織としての捜査本部の特質に鑑み、機能的かつ合理的な運営を図るため、特別捜査本部に準じて運営するものとする。